

「2000万人署名」で 戦争法廃止を!

安倍政権は、「安全保障関連法」(=戦争法)を、9月19日未明に強行成立させました。いつでも、どこでも、アメリカと一緒に戦争するための戦争法は、「二度と戦争しない」と決めた憲法9条の平和主義をかなぐり捨てる憲法違反の法律です。

憲法違反の法律は無効です(憲法98条)。政府は、憲法を守る義務があります(憲法99条)。憲法違反の戦争法を廃止させましょう。そして、この国に立憲主義を取り戻しましょう。



「野党がんばれ」新しい政府を

10月19日、「私たちはあきらめない」「戦争法はゼツタイ廃止!」「野党がんばれ」と、国会前に9500人が集まりました。「戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会」が呼びかけた「19日行動」です。全国各地でも取り組まれ、国民の怒りを示しました。

「総がかり行動実行委員会」は、戦争法廃止に向けて、2000万人署名を呼びかけています。国民の声を署名に集めて、かならず戦争法を廃止させましょう。

「戦争法」を発動させるな

政府は、「戦争法」を発動させ、さっそく、アフリカ・南スーダンの国連平和維持活動(PKO)における「駆けつけ警護」を実施しようとしています。戦闘現場に自衛隊を派遣して、武器使用を大きく認めると、自衛隊員の殺し殺されるリスクは格段に高まります。

これまで60年間、他国の市民に銃口を向けたことがなかった自衛隊が、テロリストと間違えて民間人を誤射してしまうおそれもあります。戦争法を発動させてはなりません。

政府は、ただちに臨時国会召集を

「強行採決」後も、国民の8割が「十分説明していない」とする戦争法。審議されていない事項は山積みです。また、TPPの「大筋合意」の中身も国民に大きな不安を広げています。内閣改造後の所信表明も必要です。政府はただちに臨時国会を開いて、それぞれの課題を国民に説明するべきです。

野党5党は、憲法53条にもとづき、衆参両院に臨時国会召集要求書を提出しました。憲法53条は、衆参いずれかの4分の1以上の議員の要求があれば、内閣は臨時国会召集を「決定しなければならない」と規定しています。政府は、憲法を守り、国民に対する責任を果たすため、ただちに臨時国会を召集すべきです。